



Title	岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻((13) 外資導入 外務省外交史料館レファレンス番号: nd)
Author(s)	-
Citation	平成30年度外交記録公開 公開日: 2018年12月19日 外務省外交史料館管理番号: A'.1.5.0.4-2 CD・DVD番号: H30-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

(13)

外資導入

秘

外資導入関係

(問一) 日本は外資の導入を制限しているとの意見が米国内に見られるのであるが、これに対する日本政府の見解如何。

(問二) 日本の外資導入の実績及びそのうち米国から導入したものの実績如何。

(問三) 米国関係の外資導入申請中不認可となつたものは幾何あるか、又その理由如何。

(問四) 外資法は、米国からの外資をスクリーンするに当つて、単にそれがわが国の国際収支の改善に寄与するか否かの観点からだけでなく、「直接、間接に重要産業又は公益事業の發達に寄与する」(外資法第八条)か否かの点も認可の基準とすることになつてゐるが、これは日米通商航海条約議定書第六項に違反するものではないか。

(問三) シンガー・ミシン会社の計画は、確かに日本の外貨収支を改善し、アメリカ人から見ても如何にも合理的と思うが、それに日本政府が反対しているのは何故か。

(問一) 日本は外資の導入を制限しているとの意見が米国内に見られるのであるが、これに対する日本政府の見解如何。

答 (1) 米国の投資家は、通商航海条約第七条によりわが国で事業活動の内国民待遇が認められているので、条約で特に留保した一部の事業を除いては自由に事業を行えることになつており、この意味においては、米国からわが国企業に資本を導入し、事業活動を営むことについてはなんらの制限も課せられていない。ただ、導入外資の元本利益金等の送金についてはその時々わが国外貨事情に応じて、為替管理法に基く許可を与えている。

(四)更にわが国では導入される外資の中で特にわが国の国際収支の改善に寄与すると認められるものについては、外資法の規定により向う数年にわたり、その間のわが国外貨事情の如何にかかわらず元本利益金等の対外送金を保証するといふ特別の保護を与えており、この点に関しては何ら新しく制限する政策をとつてゐることはない。

(問ニ) 日本の外資導入の実績及びそのうち米国から導入したものの実績如何。

答 (1) 融資は世銀(七七、九〇〇千ドル)をも加え総額二五二、三六〇千ドルであり、内米国投資家によるものは米輸出入銀行(一七、四二七千ドル)及び米国市中銀行(四一、四七七千ドル)による分を含め一四五、三四一、千ドル(五七%)である。

(2) 投資は総額三三、七二一、千ドルあり、内米国投資家によるもの二三、八五二、千ドル(七一%)である。

(3) 技術導入は総件数六一七件中、米国投資家によるもの四二〇件(六八%)である。

(問三) 米因關係の外資導入申請中不認可となつたものは幾何あるか、又その理由如何。

答 (イ) 米因投資家が外資法に基く認可の申請をしてきたものうち、日本政府において不認可の決定をしたものは、数年前の技術導入契約申請七件及び株式取得申請五件がある。これ以外にはその他の国についても不認可となつた例がないので、外資法成立後今日まで、技術導入關係では申請総件数中僅か一%が不認可となつたに過ぎない上に、これら不認可の決定は外資法の制定された一九五〇年から一九五四年までの間に行われたものであるから、五五年一月以降不認可としたものは今日まで一件もないわけである。

(ロ) 不認可となつた技術導入契約申請のうち六件は、R・C。Aのテレビ受像機の製造に要する技術であるが、これはわが国業者のうち当時既に三十五社がR・C・Aより同種の技術を受入れており、これ以上同種の技術を受入れる場合には却つてロイヤリティの支払がかさみ、わが国の国際収支の改善に役立たないのみならず、国内業者の系列を乱し、企業間の過当競争を来たし、既に導入した技術を有効に活用することができまいと判断したからであり、残りの一件は酵母の品質改良に要する技術であるが、これは導入される技術がわが国のそれと大差なく、特に外資法による特別の便益を与えてまでその導入を認める必要はないと判断したからである。

又株式取得申請で不認可となつたのは、その申請手続に不備があつたもの、又は外貨収支の改善に寄与しないと認められたものばかりである。

(問四) 外資法は、米國からの外資をスクリーンするに當つて、單にそれがわが國の國際收支の改善に寄与するか否かの観点からだけでなく、「直接、間接に重要産業又は公益事業の發達に寄与する」(外資法第八條)か否かの点も認可の基準とすることになつてゐるが、これは日米通商航海條約議定書第六項に違反するものではないか。

答 外資法のこの規定は、條約議定書どおり國際收支の改善に寄与するか否かの基準によつて審査することを規定するとともに、更に一步進んで審査の結果國際收支に寄与するや否や意見がわかれ判定し難い場合においても、わが國の重要産業又は公益事業の發達に寄与すると認められるものは、積極的に認可すると

いうことを規定したものである。即ち外資法は条約に規定されたものより更に広い範囲の外資まで優遇することを規定しているのである。

(問五) シンガー・ミシン会社の計画は、確かに日本の外貨収支を改善し、アメリカ人から見て如何にも合理的と思うが、それに日本政府が反対しているのは何故か。

答 本件について、日本政府としては未だ認可とも不認可とも決定していない。日本政府としては、この計画がわが国の外貨収支の改善に役立つとの明確を見透しが得られれば、進んでこれを認可する意向であるが戦後におけるわが国の家庭用ミシンの製造技術の発達は極めて著しいものがあり、米英の水準に比し遜色なくまたその製造能力は世界市況及び国内の需給状況から見てこれ以上新たな設備投資を必要としない状態にあると見ている。従つて外貨の導入を受けた当該企業の輸出が伸びても、

それがわが国の同種企業の輸出に換るだけでは、実質的にわが国の外貨事情に役立つものとはいえない。

又外貨収支の点は右の通り問題がある上に、わが国の重要産業又は公益事業の発達に寄与するものと考えうるかについても疑わしいので、この問題はもう暫くの検討を行つた上で判断することが必要と考へている。